

滋賀県「観光交流」振興指針の改定について

1. 概要

平成 25 年度に策定した「滋賀県『観光交流』振興指針」については、計画期間が平成 30 年度までとなっていることから、平成 31 年度を始期とする新たな指針を策定する。

平成 29 年度から検討に着手しているが、今後、観光事業審議会での審議等を経て、今年度中に改定する。

2. 改定の基本的考え方

現行「滋賀県『観光交流』振興指針」（平成 26 年 1 月策定、計画期間：平成 26 年度～30 年度）を継承しつつ、昨今の経済・社会情勢の変化や課題への対応、観光ブランドの具体的な創造・発信等の新たな取組の経過も踏まえ、本県の優位性を活かした、より実効性のあるものとなるよう見直しを行う。

3. 計画期間

平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間の予定

4. 検討の進め方

観光事業者へのアンケート調査やヒアリングおよび市町等との意見交換により様々な立場の意見を聴取しつつ、滋賀県観光事業審議会で審議し、策定を進める。

5. スケジュール（案）

平成 29 年 12 月 26 日：滋賀県観光事業審議会（次期指針改定にかかる諮問）

平成 30 年 3 月 26 日：滋賀県観光事業審議会（骨子たたき台の審議）

平成 30 年 8 月頃	：滋賀県観光事業審議会	（指針素案の審議）
平成 30 年 10 月頃	：滋賀県観光事業審議会	（指針案の審議、答申）
平成 30 年 11 月頃	：常任委員会報告	（答申内容および県民政策コメントについて）
平成 30 年 12 月頃	：県民政策コメントの実施	
平成 31 年 2 月頃	：常任委員会報告	（県民政策コメント結果について）
平成 31 年 3 月頃	：指針の策定	

適宜、検討状況を常任委員会に報告